

中世イングランドの教会寄進と教区司祭職

田 卷 敦 子

池 上 忠 弘

序

『カンタベリ物語』「教区司祭の話」プロローグの部分に次の箇所がある。

“Sire preest,” quod he, “artow a vicary?
Or arte a person? Sey sooth, by thy fey!
Be what thou be, ne breke thou nat oure pley;
For every man, save thou, hath toold his
tale.” (X. 22-23)⁽¹⁾

宿屋の亭主が priest にむかって、あなたは vicar かそれとも parson かとたずねている。司祭であってもその間に何らかの区別、違いがあったことを表わしている。⁽²⁾

中世イングランドには教区司祭を意味する語に、parson, rector, curate, vicar があり、⁽³⁾教区の実態としては chaplain, clerk, patron などとも含まれた。これらをどのよう⁽³⁾に区別して訳出するか、我が国の多くの研究者を悩ませてきた。

近年、von H. Boehmer が論文 “Das Eigenkirchentum in England” の中で、vicar (Vikar) について次のように触れている。

アンセルムスの後任者ラルフも、すでに大司教の司教代理 (Vicar) の頃 (一一〇九—一一一四) から、ランフランクやアンセルムスと同じ態度をとっていた。「同人は、カンタベリー司教職の〔及ぶ〕あらゆる土地で、ワントの中であれ外であれ、求めるままに、〔他の〕司教たちに相談することなく、教会を献堂していました。同人は、その土地土地で、状況にしたがい、キリスト教に関する諸事を坦々と司つていたのです。」⁽⁴⁾

ラルフはカンタベリー大司教になる以前に司教代理として任務を行い、教区の教会の献堂その他教区における諸事を司る権限が与えられていた。この司教座大聖堂の中にある高位聖職者が 'vicar' と呼称されている。一方、チヨーサーにとつては、一体 vicar なのか parson なのか、教区司祭として見分けがつかないような存在であった。

ラルフが司教代理であった十二世紀初頭と、チヨーサーが『カンタベリー物語』を書いた十四世紀末との間には、大きな時代のへだたりがある。その間に vicar の制度、実態が変化していったことは充分に考えられよう。また地域によつても違いが生じていた筈である。

本稿においては一一〇〇年代中頃から、托鉢修道士会が上陸してくる直前までを区切つて考える。

ノルマン征服下のイングランドでは、一一〇〇年代中頃から一世紀をかけて、それまでの木造の教区教会が石造りの建築に建て替えられた。このことは教会史上、また教会建築史上よく指摘されることであるが、その理由や事情までは明らかにされていない。この教会建て替え期と、教区司祭を意味する parson, rector, vicar, curate などの語の派生する時期とが重なっていることに留意したい。

時代はウィリアム征服王 (一〇六六—一〇八七)、ウィリアム・ルーファス (一〇八七—一一〇〇)、ヘンリー一世 (一一〇〇—一一三五) に続くステイーヴンと従姉モード (マティルダ) との間に王位継承戦争が起り、まさに無政府状態にあつた。無統制の封建制度のもと、いや応なしに領主たちは両派の争いに巻き込まれた。各地で攻防戦が繰返され、包囲に耐えられる石造りの城郭が建設された。城郭を築く場合は王の許可が必要であつたが、後に取り壊しを命ぜられた城郭の数は一〇〇〇以上とされている。

それらを建設した封建的貴族である荘園の領主たちが、また特別の情熱をもつて修道院の建設と寄進に努めてい

た。殺し合いの日々にあつて彼らの死後の魂のために、
「祈る人」と「祈る場所」が求められたのであろう。彼ら
は祈る場所である修道院を建て、祈る人である修道士たち
に寄進した。ステイーヴンの治世に多数の新しい建設が行
われてゐる。⁽⁵⁾

一五四年にステイーヴンの死去により、ノルマンディ
公ウィリアム家は断絶した。ヘンリー二世（一二四一—
一八九）が即位してから、ステイーヴン治世の石造の城郭
が漸次、プランタジネット朝時代の典型的なマナ・ハウス
（莊園の館）にとつて代られた。マナ・ハウスを建築した人
びとの主な望みは戦いではなく、土地から穫れるものを安
全に享受し、平和の工芸と技術を修めることであつた。騎
士たちは従軍している時だけが軍人であつて、帰還するこ
とができれば、平和な村のマナ・ハウスへ帰つた。そして
用がなければ決して莊園から出かけることはなかつた。平
和にとり巻かれたプランタジネット時代の騎士たちは、自
分のマナ・ハウスの広間で芸術と吟遊詩人の芸に、余剰を
費した。富裕な修道院長と司教も同じことをしていた。

こうした時代に教区教会が盛んに石造に建て替えられて
いるのである。領主たちの蓄積された富と新しい贅沢の延

長に、教会建造ブームをとらえがちである。

確かに East Anglia, Lincolnshire, Cambridgeshire, Hunt-
ingdonshire, Rutland 地方は大規模な羊と羊毛とによる商
取引で富み、新しい教区教会の建築がすすんだ。彼らはそ
れを気前よく修道院へ寄進した。ヨーク地方では、この時
代にフランスから渡来してきたシトー会修道士が最も寄進
を受けたが、ノーフォーク州ではベネディクト会修道院と
クリュニー会修道院が多い。地域によつて異なる。

領主たちが盛んに寄進を行つた結果、一二二五年までに
イングランドの教区教会の四分の一が、会則 Order をも
つ修道会の所屬にされてしまつたといふ。⁽⁶⁾

こうして十三世紀なかばに教区教会の建て替えは終り、
イングランドは大小さまざまの新しい教会でおおわれた。
この時期に当然の帰結として、教区司祭職も連動したもの
と思われる。

本稿ではこの時期の教区教会の事情を明らかにして、社
会変動が教区司祭職に及ぼした影響を考えてみたい。

一 直属封臣階層の教会寄進

十二世紀中頃から一世紀の間の教会建て替え期と、教区司祭の派生との因果関係を探ることが本稿の目的であるけれども、それにはまずその時期の教区の事情を明らかにする必要がある。

ノーフォーク州はノリッジ司教区の司教座大聖堂が置かれ、修道院や教会が数多く建てられた処でもある。そこでノーフォークを例に、教会・修道院の建立を俯瞰してみようと思う。十二―三世紀にノーフォークにはどのような教会・修道院が建てられていたかを調べる方法として、各教会には個別の史料が保存されているが、その全部を収集することは難しい。第一、当時の建物は廃墟となるか形跡をとどめないものすらあるからである。

ノリッジ市には、*Norfolk and Norwich Archaeological Society* という研究団体があり、史料の刊行をも含めて、地方史の研究成果は殆ど全部この協会の出版物に掲載される。同協会について *The Monastic Remains of Norfolk and Suffolk*, ed. Rev. C. J. W. Messent, 1934 がまとめられた。これ

を基に、Richard Le Strange がノーフォーク関係だけを別に編纂した。*Monasteries of Norfolk*, 1973 は第二次史料であるが、大勢を知る上で利用した。それと、収集可能な限り、各個教会史の類いを併用した。近年、イギリスの教区教会はどこでも鍵をかけるようになり、出入りが難しくなったのは残念なことである。

ノルマン征服（一〇六六）から托鉢修道士がまだ上陸してこない一二二五年まで、この期間にノーフォークには七の各種修道院が建立されている。アングロ・サクソン時代に建てられたもの、六。ノルマン征服後に司教・修道院長など高位聖職者によるものが一三。王一族が三。ノルマンデイと周辺地域の諸侯・騎士、またノーフォークに所領をもつ修道院が借地料や十分の一税等の徴収と教区司祭職と司祭推挙権その他諸権利のために修道院を建てた。それら居留外人 *Alien* の修道院が一。ノルマン系諸侯・騎士らの建てたものが四二。創建者不明が二である。

ノーフォークの各種修道院の創建を俯瞰してみると、目立つのはノリッジ司教ハーバート・ド・ロジンガ *Herbert de Loginga*（一〇九一―一一九）の活躍である。司教ロジンガは一〇九四年に、司教座大聖堂をセットフォード

Thetford からノリッジへ移した人物として記録される。

そして「聖ベネディクトゥス戒律」に従う大聖堂の分院として St. Leonard 修道院 (ノリッジ)、King's Lynn 修道院、Yarmouth 修道院が、また St. Clement 施療院、マグダラのマリア施療院を主要な地域の拠点に設置した。

また司教ロジンの功績は、ノーフォークの二代直屬封臣 tenant-in-chief⁽⁸⁾ に助言を与え、彼らに修道院を寄進させたことである。

ノーフォークの『ドウムズデイ・ブック』⁽⁹⁾ には、国王に ついで聖界・俗界合わせて六二人の直屬封臣の名前が記録されているが、世俗所領についてはサリー伯ウィリアム・ド・ウォレン William de Warenne とノーフォーク伯ロジャ・ビゴッド Roger Bigod がずば抜けて多数の所領をノーフォーク内部に所有していた。二人はウィリアム征服王と一緒にイングランドに来た重臣である。サリー伯ウィリアム・ド・ウォレンは西部、とくに西北部を中心にして八〇以上の村落に莊園を所有していた。その数一四五。これに対しノーフォーク伯ロジャ・ビゴッドの所領は東部、とくにノリッジ南部にあつた。莊園の数一八七。これら所領はすべて直屬封臣によつて現実に経営されていたわけではな

く、多くは再封臣 under-tenants が保有していた。サリー伯、ノーフォーク伯それぞれの騎士たちは伯爵から「騎士封」として土地を保有し、戦争があれば各々伯爵の旗の下に従軍する義務を負っていた。この軍役における諸侯と騎士階級の主従関係が、土地保有における直屬封臣と再封臣の主従関係の基になつている。そしてこの主従関係は教会寄進においても作用するのであるが、それについては後で述べることにする。

これら直屬封臣と再封臣により直接掌握された莊園は、強大な封建領主の圧力が直接農民に対して加えられた地点であるばかりか、それを通して周辺に対する非經濟的支配をも含めた封建的権力を行使する支柱を形成していた。⁽¹⁰⁾

司教ロジンは、このサリー伯とノーフォーク伯の二大支柱を、修道院・教会の寄進に利用したと見られる。サリー伯の方には所領カースル・エーカー Castle Acre に拠点を、ノーフォーク伯の方にはノリッジに移転するまで司教座大聖堂があつたセットフォードの跡地を拠点に、修道院を創建するよう助言している。⁽¹¹⁾

以下、順を追つて記述してみよう。

初代サリー伯 Earl of Surrey 伯と妻 Gundrada は、ブルゴニーにある有名なクリュニー大修道院を訪れ、偉大なクリュニーの精神と荘厳な建造物に接して感銘し、イングランドにもそれを導入したいと望んだ。

一〇七七年に、ウィリアム・ド・ウォレンと妻 Gundrada は願ひ出て、サセックスのルイス Lewes に、イングラントにおける最初のクリュニー会修道院が創建されることになった。フランスのクリュニーから修道院長 Lanzo と修道士三名が来島し、創建者の城の近くに定住した。St. Pancras に献納されたので聖パンクラス修道院が正式名であるが、通称「Lewes の修道院」と呼ばれた。

初代サリー夫妻はイングラントに初めてクリュニー会修道院を導入した人物として後世に記憶されることになる。

「Heacham 修道院」

初代サリー伯が創建したルイス Lewes の聖パンクラス修道院の分院として、ノーフォークのヒーチャム Heacham に建てられた。Lewes 修道院から院長と二、三名の修道士が来て定住した。分院に対し rectory (聖職祿のある教区司祭の収入)、patronage of the vicarage (教区司祭職の

叙任権)、修道院莊園とが充當された。⁽¹³⁾ 修道士らの生計はこれらで賄われた。

クリュニー会修道院がいったんイングラントに導入されると、すぐに広まった。同修道会の修道院が他州の Wenslock, Northampton, Bernondsey, Daventry, Pontefract に建てられた。ノーフォークには Lewes 修道院の分院として、Heacham 修道院の他に、Castle Acre と Thetford に修道院が創建される。一〇八八年、初代サリー伯が死亡。

「Castle Acre 修道院」

二代目サリー伯ウィリアム・ド・ウォレンが、所領の中心地 Castle Acre に Lewes の修道院の分院として創建した。正確な時期は不明だが、ノリッジ司教ハーバート・ロジンガが書簡で助言していることから推測して、一〇九〇年頃とされている。二代目サリー伯は、Castle Acre に対し、Acre 教会と Methwold 教会と各々の司祭推挙権、Wickner 教会と Trunch 教会 (以上ノーフォーク)、Leaden Roding 教会 (エセックス) とその司祭推挙権、ノーフォークにある Grimston 莊園の十分の一税のうち二割、以上すべてを修道士たちに寄進した。

やがて修道院が狭くなったので、修道士たちはNar川の峡谷に再建して移った。二代目サリー伯ウィリアムは、その敷地を提供したばかりでなく、さらに一五エーカーの土地と Methwold に二〇〇〇エル (1 ell = 四五インチ、英国の古尺度) の土地、借地料から五シリング、一庭園、それに教会の建物のために二エーカーを加えた。彼はまた石工と奴隷一人を譲渡した。したがって修道士たちは修道院の建築に必要な熟練した働き手を得ている。次第に同修道院の地位と名声が上り、Richmond 伯 Alan の執事 Scotland も後援者のうちの一人であった。Scotland は Melsonby 教会 Bedale, Friby, Kilerby, Scorton, Aiskew 各教会の十分の一税を与えた。彼は死後、Castle Acre に埋葬されている。⁽¹⁴⁾

「Thetford 修道院」

ノーフォーク伯ロジャ・ド・ピロッドと妻アリスによって一一〇四年に創建された。ノリッジ司教ハーバート・ド・ロジングの助言により、一〇九四年まで司教座大聖堂があった場所に建てられた。これを王ヘンリー一世と、Lewes の修道院長 Lanzo が援助している。

Lewes 修道院から一二人のクリユニー会修道士が、修道院長 Melgod とともにやってきた。修道士たちは三年間修道院の建造に、次いで教会の建造に従事した。その後 Melgod 修道院長は Lewes に呼び戻され、代りに Stephen 修道院長が Lewes 修道院から送られてきた。このように娘修道院の院長と修道士は、母修道院から派遣されている。一一〇七年に創建者 Roger Bigod 死亡。⁽¹⁵⁾

その後 Castle Acre に対し、サリー伯の再封臣たちから Bromholm 修道院、Slevesholm 修道院、Normansburgh 修道院(以上ノーフォーク)、Mertham 修道院(サフォーク)が寄進された。その他に Crabhaus 女子修道院、Guthlac's Stow 修道院も寄進され、Castle Acre はこれら独立した分院を持つことになった。

「Bromholm 修道院」

一一一三年に William de Glanville が創建し、Castle Acre のクリユニー会修道士のための分院として寄進した。七、八名の修道士が Castle Acre から来て定住した。

創建者の遺言は息子 Batholomew de Glanville によって確認された。さらに Batholomew 自身の寄進(金)も加え

られた。この修道院は価値の高い聖遺物の十字架「The Cross of Our Lord」を得たことから有名となり、奇蹟の数々が伝えられた。近くのウォルシンガムと並ぶ巡礼地として繁栄した。⁽¹⁶⁾

「Slevesholm 修道院」

三代目サリー伯Williamによつてステイーン王の治世(一一三五—一一五四)に創建され、Castle Acreの分院として寄進された。Slevesholm 修道院の院長には、いつもCastle Acreで選ばれた修道士がなつた。

三代目サリー伯は、「この他セフトフォードの地に、「聖アウグステイヌス会則」に従つてCanons of Holy Sepulchre修道院を創建している。俗人の寄進者たちは、修道会会則Orderにあまりこだわっていない。

「Normansburgh 修道院」

一一六〇年にWilliam de Lisewiseによつて、彼の魂と妻Maudと息子Godfreyの魂の守護のために創建された。後に息子Godfreyが、Castle Acreにこの修道院を寄進した。三人のクリュニー会修道士らによつて維持された。

WiggenhallにあるSt. Mary Magdalenの隠修士の庵を含む土地と、South RaynhamにあるSt. Martin教会と領主権、多量の小作料と手数料が寄進された。⁽¹⁷⁾

「Crabhouz 修道院」

Normansburgh 修道院長ロジヤと当地Wiggenhallの領主William de Lisewise (Normansburgh 修道院の創建者)は、一一八一年頃、Lenaとつう女子修道士に、WiggenhallにあるSt. Mary Magdalenの土地と隠修士の庵を贈った。この贈与は息子Godfrey Lisewiseによつて、母修道院としてCastle Acreが承認された。LenaはGodric de Lynnの娘であつた。⁽¹⁸⁾

「Guthlac's Stow 修道院」

インングランドでよく知られた聖人St. Guthlac (c. 673-714)に献納されたことからその名で呼ばれる。Castle Acreの分院として、礼拝堂とともに寄進された。Alan de Swaffamがヘンリー二世の治世(一一五四—一一八九)に、Castle Acreの修道士のために、Swaffamにある小村Stowの土地を与えた。そこでCastle Acreの修道院長は、

二週間に一度の割合で St. Guthlac's 礼拝堂でミサを担当する司祭を推挙することにした。⁽²⁰⁾

以上、ノーフォークの二大直属封臣を中心とした修道院・教会寄進について述べた。ノーフォークにおけるクリユニー会修道院の例証から、次のようなことがいえよう。

・新たに修道院が創建されるときは、ある特定の修道会会則 Order に従い、その修道団体に従属する。Castle Acre の場合は「聖ベネディクトゥス戒律」に従うクリユニー会、サセックスの Lewes 修道院の分院として創建された。Lewes 修道院と Castle Acre との間には母修道院と娘修道院の関係が生じる。

また Castle Acre の分院として Bromholm 修道院、Sleveshous 修道院、Normansburgh 修道院、Mendham 修道院が創建された。この場合は Castle Acre が母修道院、分院が娘修道院という関係である。

・分院が設置されるときは、母修道院の修道士の中から修道院長 Prior と修道士 monks が選ばれ派遣された。

・分院に対し、母修道院から荘園所領や教区教会が充当された。しかし rectory (聖職祿のある教区司祭の収入)、par-

sonage of the vicarage (教区司祭職の叙任権) は母修道院が握っている場合が多い。分院へ派遣された修道士たちの生計維持費、学資、年金その他については、母修道院が所有するこれらの権利・収入源からさまざまな形で支給された。

・分院が所有する教会の教区司祭職 vicarage に対し、母修道院の修道士の中から教区司祭 vicar が派遣された。

また分院に礼拝堂がある場合は、母修道院の修道士の中から礼拝堂付司祭 chaplain が派遣された。

・母修道院の院長は分院全体の信仰上の指導を負うだけでなく、分院の経営上の不祥事・不始末に対してもその責任が問われた。

例えば一二九三年の記録は Castle Acre の巡視報告の結果を記している。それによれば、一〇〇〇マルク・スターリング程度 (c. 666-1394d) の負債があることがわかった。これに対し、母修道院の Lewes の修道院長に事情を明らかにするよう命ぜられている。

また一二九四年に、Castle Acre における修道士の数が、過度に減少した。その際、Lewes の修道院長に、以前の定数に復元するように命ぜられた、と報告されている。⁽²¹⁾

イースト・アングリア（ノーフォーク、サフォーク州）はノルマン征服（一〇六六年）の頃、王国の中で最も耕地が多く、人口密度も高い地方であった。ノーフォークにはサクソン時代に修道院が六、建てられている。

「North Elmham 司教座大聖堂」六七三年建立。

「East Dereham 女子修道院」六五四年建立。

「St. Benet's of Holme ベネディクト会修道院」八〇〇年建立。

「Molyecourt 修道院」不明。

「Rhetford ベネディクト会女子修道院」一〇二一年建立。

「Walshingham アウグスチノ修道参事会」一〇六一一年建立。

ノルマン征服後は、王ウイリアムと共に来島した直屬封臣階層が修道院を創建して修道会会則 Order をもつ宗教団体に寄進するという形で増加していった。

司教区内に在りながら、司教区制の統制外にあった。

二 再封臣階層の教会寄進

王から土地を下賜された直屬封臣たちの莊園は、すべてが直屬封臣によって現実に経営されていたわけではない。

サリー伯、ノーフォーク伯それぞれの騎士たちは、伯爵から「騎士封」として土地を保有していた。これら再封臣であるアングロ・ノルマンの騎士階級は、嬉しいにつけ悲しいにつけ修道院にかかわり、専念した。第四ラテラノ公会議前の一世紀間、ノリッジ司教区では、俗界所領の領主たちが熱心に彼らの私有教会を修道院に寄進している。これら教会寄進もまた、ノリッジ司教ハーバート・ド・ロジンガまたは彼の書記 clerk の助言によって促された。

C Harper-Bill は、この一般的な風潮の背景に、ノリッジ司教ハーバート・ド・ロジンガの説教の一節、「水が燃える火を消すように、寄進行為は、罪を消滅させる」⁽²²⁾があったと指摘している。

当時、クリュニー会修道院は「執り成しの祈禱の中心地」、或いは「贖罪者の避難所」などという表現から理解されるように、「死者になりかわって神に祈る修道士たち

の共同体」であつた。⁽²³⁾ 貧者への施しは、「水が燃え盛る火を消すように、施しの業は、罪を償う」(シラ書「集会の書」3の30)と、聖書でもって教えられた。⁽²⁴⁾ この「クリュニー修道院創建文書」が、ノリッジ司教ハーバート・ド・ロジంగాに大きな影響を与えたものと推察される。同司教はノーフォークの直属封臣階層にも再封臣階層に対しても、教会寄進行為を助言している。

司教ロジंगाは、諸侯・騎士らに対し、修道院へ教会を寄進する者は、その修道院内に埋葬される特権を与えることと公布した。そのすべての寄進を承認する司教ロジंगाの「特権証書 Charter」は、過去または未来においても有効とされた。教会を寄進すれば過去に犯したすべての罪は赦免され、修道院内に埋葬されれば、未来に永遠の命が保証される、と説かれた。⁽²⁵⁾

一〇三八年南イタリアの贈与證書に、「神聖にして且つ尊敬すべき場所に自己の財産より何ものかを捧げたる者は誰にても主キリストの声に従ひ現世においてその百倍を受領すべく、しかしてさらに幸福な⁽²⁶⁾ことには永遠の生命を享有すべし。かかるが故に予は予の靈魂の救済のために贈与す(云々)」とある。

ノルマン征服後、こうした大陸の思想と風潮が、ノリッジ司教区にも運び込まれたのであろう。

Castle Acre の後援者 Richmond 伯 Alan の執事 Scotland は、Castle Acre に対し、Melsonby 教会と Bedale, Firby, Killierby, Scorton, Aiskenw 各教会における十分の一税を寄進した。そして彼は死後、Castle Acre に埋葬された。⁽²⁷⁾

Wormegay のウィリアム二世は、ヘンリー二世の治世(一一四一—一一八九)時代、彼の父が埋葬されている Castle Acre に、Westbriggs 教会を寄進した。⁽²⁸⁾

Ralph de Belofago は、ヘンリー一世の魂のために、Castle Acre に South Creake 教会を寄進した。⁽²⁹⁾

このようにして Castle Acre はノーフォーク内だけでも七五教区を所有している。一二九一年の土地調査では、Castle Acre の課税の対象となる年収は £ 261. 9s. 10½d であつた。⁽³⁰⁾

サリー伯から土地を再受封していた騎士らは、教会や礼拝堂を建て替え、新しくして Castle Acre に寄進した。彼らは、彼らの封土に建っている私有教会を、彼らの領主によって創建された修道院に結合することを望んだ。『祈りの連結』現象である。

この現象はもう一人の直屬封臣 Roger Bigod のまわりでも見られた。Roger Bigod の場合は Theford 修道院を創建し、クリュニー会 Lewes の修道院の分院として寄進した。この Theford 修道院に対して、彼の再封臣たちから五〇もの教区教会が寄進されている⁽³¹⁾。

例えば、一一二〇年頃、Gunnord Bigod は男の子を無事出産したことを感謝して、Theford 修道院へ四教会を寄進した。夫の Robert of Essex の『祈りの連結』関係から、Theford 修道院が選ばれた。

Roger Bigod が Theford 修道院を創建し、Lewes の修道院に分院として寄進したことにより、司教によって「堅信の協定」が結ばれたのと同じように、Roger Bigod の再封臣たちは、Theford 修道院に自分の領地の上に建つ教会を寄進し、自分たちの領主の菩提所に『祈りの連結』を結んだ。

直屬封臣を大領主、再封臣を小領主とすると、この土地所有の封建的主従関係、すなわち諸侯と騎士との主従関係が、『祈りの連結』の構造と一致するのであった。一一四〇年にウェストミンスター公会議（一一〇二年）決議事項、「修道士たちは司教からのみ、教区教会を受領すべし」が公布された。しかしながらそれはある寄贈者によっては受け入れられ、他の者によっては無視された。寄贈者は司教を通さずに、自分が『祈りの連結』を望む修道院へ寄進した。それは修道士と騎士たち両方に、寄進と埋葬とでもって連帯意識を持ちたいという切望があつたことを如実に物語っている⁽³²⁾。

当時、教区の教会はほとんどが私有教会であつた。私有教会の権利は司教区の権利に優先するものであつた。教区の教会の所有主が外部の司教であつても、その司教には当該の私有教会が司教の私有物であろうとも、それを他の司教区内にある教会ないしは所領として処理する権限が与えられていた。ただし、聖香油だけは慣例の通り、これらの私有教会の聖職者たちは復活祭の時に、その地域の司教区の司教から入手しなければならなかつた。

聖香油とは、特別の処方に従つて調製された。司教が定

期的に聖木曜日に聖別した油で、これを洗礼の水に混ぜた。洗礼後は、受洗者の塗油に用いられる。神明裁判の場合もこの油が用いられた。³⁴⁾

ドウムズデイ・ブツク(一〇八六年)頃のイングラントでは、古来のカトリック教会法の組織面の規定は、名目的な効力しかもたなくなっており、司教に残された古くからの諸権限のうち唯一のものは、教区のすべての司教に対して聖木曜日に聖香油を施す権限であった。³⁵⁾この行事に際し司教に、ほぼ九二五年以来、法的に承認された料金を支払わねばならなかった。古来の慣習により、その地域の司教に支払われる聖香油料は六デナリウスとされている。³⁶⁾

通常、司祭は年に一度、イースターの時期に聖香油を手するために司教と接触するだけであった。司教の館で、聖香油料を支払う時に、司教に会える機会があるかないかわからなかった。この時を逃せば、司教との個人的接触は無く、定期的な職務上の交流もなかった。したがって、反面、司祭は外部からの勧告、命令、叱責などに煩わされることもなく、職務を思いのまま行うことができたのである。³⁷⁾

イースト・アンゲリア地方の場合には、教区教会の所有

主を確定できないことがある。これは領主をもたない村があり、自由農民だけで成り立っているためである。所有主を確定できない教会でも、おおむね私有教会とみなすことができる。教会は売買され、贈与され、抵当に入れられ、相続された。相続のさい、もしくは建立者が複数の場合には、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{12}$ というように分割された。分割された単位で寄進が行われた。

このように、教会寄進・贈与の手続きを介して修道院直轄領が集積されていった。創建時に寄進された教会領をもつて直轄領の核としながら、その周囲に所領が集積されてゆく——これはノーフォークだけに限らず、イングラントの各地で行われていたものと考えられる。オウストンOwston修道院の例を引用しておこう。

オウストンOwston修道院は、レスター東部オウストンの町にある。この修道院の創建は、十二世紀後半、在地の有力領主ロバート・グリムボールドによる。創建時期はヘンリー二世の時代とされるが、厳密な創建年代は不明である。同時期に創建されたレスター修道院と同じく、アウグスチノ修道参事会に属する。創建者ロバート・グリムボールドの祖先は、一〇八六年、トゥムズデイ・ブツクの検地

の段階にはオウストンの領主であり、直屬封臣レスタター伯ユデイスから授封されていた。創建者ロバート・グリムポールドは、修道院創建に際して、オウストンの村落全体と、オウストン教会および、その附屬する権利いっさいを寄進している。これがオウストン修道院所領の直轄領の出発点をなした。十二世紀には、領主ロバート・グリムポールドからの一保有農が、リンカンシャーのドニントンとビッカーで保有していた土地と塩焼き場を寄進した。これらに加えて、オウストン村落の外部に位置する地域について、さらに多数の教会と教会領が寄進された。³⁸⁾

三 教区司祭職 vicarage と教区司祭 vicar

以上述べたように、教区をとり巻く諸々な環境にあつて、ノーフォークでは Castle Acre の周辺から、“vicar”に關する記事をとりだしてみよう。

教区教会が、宗教団体の所有になつている場合は、教区司祭職は“vicarage”と表現される。教会が教区のものである場合は教区司祭職“rectorate”と表現され、区別される。

十二世紀の vicarage は、ノリッジの場合も含め、カノン

法で定められた典型的な収入とは大きく異つていた。イングランドの司教たちは、多くの場合、カノン法を適用して³⁹⁾いた。

事実、いくつかの vicarage は直接的な司祭の責任を課さない新しい収入源の意味で、単に教区の組織に他の聖職⁴⁰⁾禄をとり入れる手段として作られたことが明らかである。

例えば十二世紀中頃、Castle Acre の修道士で、Wilton 教会の司祭たちは、彼らの娘修道院であるプロムホルム修道院と同修道院長に、Wilton 教会の vicarage を贈つている。したがつてそこには法人化された rector と同じような“vicar”がいたとみられる。⁴¹⁾ Wilton 教会の聖職禄、十分の一税その他の収入を受けとる修道士が、プロムホルム修道院の中にいた。その人物が Wilton 教会の教区司祭 vicar ということになる。

母修道院は娘修道院の修道士たちの生計が成り立つように、所有する教区教会の vicarage を与えたものと思われる。

vicar は年に一回か二回、教区民に説教をするだけで、通常は修道院内に住んでいた。vicar が教区に駐在する⁴²⁾とは期待されていなかったらしい。

例として、一一八〇年代に、ノリッジ司教オックスフォードのジョンの礼拝堂付司祭 Geoffrey は、Castle Acre 所有の Fulmodestone 教会の聖職禄保持者に推薦された。契約に際し、彼は Castle Acre に対し年に三マルクを支払うべしと明記されてゐる。⁽⁴²⁾

一二〇二年に Fulmodestone 教会に新しい parson が配置された。その時期にはサフォークの archdeacon (副司教) になつてゐた Geoffrey が同教会の vicarage を保持することになつた。

また同 Geoffrey は、Hardley 教会の教区司祭 parson, Roger of Gullingham に要請して、同教会の永世教区司祭職 perpetual vicarage を獲得した。争議の末、得た合意では、Geoffrey が教区司祭 vicar として年に九マルクを教区司祭 parson に支払ふこと、それと司教への教会の責務を免除することが命ぜられた。

同 Geoffrey は他の教会も保有してゐた。その上彼は Fulmodestone, Hardley のいずれにも居住したことはなかつた。すなわち、教区司祭職 vicarage は、彼の収入を増やすために考え出された便法であつたと思われる。

前述したように、母修道院の院長は娘修道院を含む配下

の修道士たちの生計のために聖職禄を探した。また司教は副司教以下の配下の、主として書記 clerk のために聖職禄を探した様子がかがえる。聖職禄に対する探求の口口は、十二世紀の最後の十八年間における Waserham 教区の二教会と East Lexham 教会によつて例証される。

公文書に実際の日付は入つていないが、William という人物がこの三つの教会の永世教区司祭職 perpetual vicarage を占めている。その一方で、William は司教区の書記であり、また Castle Acre の小さな分院の master でもあつたらしく、パトロンである Castle Acre の修道士たちから年に一マルクを受けた。William は彼の権限の証拠として、“vicar”と署名してゐる。

もう一例、Castle Acre 所有の Great Dunham 教会の教区司祭 parson, Gervace of Norwich は、同教会の永世教区司祭職 perpetual vicarage を、教会書記 Roger に与えた。⁽⁴³⁾ 書記は管轄教区に於て奉仕するものであり、任地を離れるわけにはいかない。その Roger に離れた処にある Great Dunham 教会の教区司祭職 vicarage を与えたという、その取扱いは単に聖職禄のためだけであつたのであろう。vicar が教区に駐在することは最初から期待されていなか

ったことを示す一件でもある。

結 び

もともとは領主たちの封土の上にあった教区教会、たとえ領主の私有教会であったとしても、教会は教区のものであった。そこには教区司祭 *rector* がいて、十分の一税や教会所領など教区の収入から直接、聖職禄を受けた。この教区司祭職 *rectorate* を占めるのは、実際は *parson* であったり、*curate* や *patron* の場合もあった。

ところが十二世紀中頃から、領主たちは彼らの封土の上に建っている教区教会を、各種修道院——司教座大聖堂修道参事会や施療院等を含むこれら宗教団体へ寄進した。

教区に建っている教会の所有権は修道院のものという処が増えたであろう。教区民が納める十分の一税や教会所領など教区の収入は、修道院に帰属した。これら聖職禄を受けとる機構として *vicarage* が設置された。

vicarage は修道士、教会や司教区などの書記に与えられることが多かった。また、修道院の副院長、司教座大聖堂の副司教、司教代理など高位聖職者もいた。彼らは本来、

俗界に出歩くことを許されていない修道士や持場を離れることができない聖務をもっている聖職者であるから、教区教会に駐在することはほとんどなかった。年に一〜二回、教区を訪れたか否かである。然しながら彼らは教区司祭「*vicar*」を名乗り、そう呼ばれた。

後にカンタベリー大司教になるラルフが司教代理の時に、某教区教会の *vicar* であったことは充分にあり得ることである。ノーフォークの例によれば、教区に在住して教区司祭としての実務を行ったのは *parson* であった。*parson* には *vicar* から、*vicar* が受け取る教区教会の収入の中から年金として、ノーフォークの例では一〜九マルクが支払われている。

教区教会が各種修道院、司教座大聖堂修道参事会、施療院など宗教団体の所有である場合、*parson* には収入を要求できる法的根拠は何もない。

「*vicar*」については、OEDに次のように記されている。「初期の用法では、本當の *parson* か *rector* の代りに、教区において司祭として代行する人物。すなわち、十分の一税が充當された宗教団体の代理人。」

十分の一税や教会所領など教区の収入から直接、聖職禄

を受ける教区司祭が「rector」である。これに対し、教区の収入は宗教団体または俗人領主に帰属し、彼らから俸給を受ける教区司祭が「vicar」である。

大陸では既にvicarage について、教皇ウルバヌス二世や後継者たちによつて、明確で一貫した制度へと発展させられていた。ニーム公会議（一〇九六年）や第二・三ラテラノ公会議（一一三九・一一七九年）は次のことを決定している。rector が在任不可能な教区教会では、彼の役割を引き受ける司祭 vicar が任命されなければならない。rector が vicar を選び、教会の財産収入に関連して、vicar の取得分を決定する権限をもつが、その額を毎年変更したり、vicar を免職することはできない。

教会に関する司牧権を vicar に委託するのは司教であった。vicar は聖務日課の維持や教区の司牧権限・義務をもつ。vicar には聖職禄として捉えられる教会財産の一部が保留された。vicar は聖職禄を保有し、vicarage の収入として権利をもつていた。

山代宏道氏はこれらに関し、rector を「主任司祭」、vicar を「代行司祭」としている。⁽⁴⁴⁾

松原秀一氏によれば、十二世紀には「学校で学んだ学僧

は請願を立て僧侶となり、修道院に入るか教区の司祭の下で助祭（ヴィカリウス、英語でヴィカー、フランス語ではヴィケールという）を勤めて司祭の道を歩むのが常道であった。⁽⁴⁵⁾

世俗に立ちまじつて聖職に従事する者のうち、vicar は上級聖品 orders majeurs（司祭・助祭・副助祭）に属しており、フランスではその地位が確立していたことをうかがわせる。⁽⁴⁶⁾

以上、フランスと比較してイングランドでは vicar の出現が遅いことは、修道院や大聖堂修道参事に教区教会が寄進・専有される時になって初めて vicar の必要性がでてきたことを示している。

注

(1) L. D. Benson, ed., *The Riverside Chaucer*, 3rd. ed. based on *The Works of Geoffrey Chaucer*, ed. F. N. Robinson (Boston: Houghton Mifflin, 1987)

(2) 榊井迪夫氏は「vicary」を「助任司祭」、parson を「主任司祭」と訳している。チヨースー作、榊井迪夫訳、『カンタベリー物語』(下) 岩波文庫、一九九五年、一五六頁。

- (3) 田巻敦子・池上忠弘、「ノルマン征服下のイングランドにおける俗界所領の教区司祭」、『成城文芸』一六二号、一九九八年、四七—七一頁。
- (4) H・ベーマー、朝倉文市訳、「イングランドにおける私有教会制」⁽¹⁾ von H. Boehmer, "Das Eigenkirchenium in England", ノートルダム清心女子大学紀要、第二二巻第一号、一九九八年、六四—八七頁。
- (5) Graham Hutton and Olive Cook, *English Parish Churches*, London, 1976.
- (6) J. Charles Cox, *The Parish Churches of England*, London, 1954.
- (7) Richard Le Strange, *Monasteries of Norfolk*, Norfolk, 1973.
- (8) tenant-in-chiefや直屬受封者、under-tenantsや再受封者と訳する場合もある。本稿では「直屬封臣階層」、「再封臣階層」と表現した。
- (9) ドウムズデイ・ブックは「ヴィクトリア州別史」のノーフォーク第一巻収録の英訳を使用。V. C. H. *Norfolk*, Vol. I.
- (10) 米川伸一、「イギリス地域史研究序説」、未来社、一九七二年、七四頁。
- (11) F. J. E. Raby and P. K. Baillie Reynolds, *Thetford Priory*, London, 1990, p. 19.
- (12) Richard Le Strange, *op. cit.*, pp. 36-7.
- (13) *Ibid.*, p. 49.
- (14) F. J. E. Raby and P. K. Baillie Reynolds, *Castle Acre Priory*, London, 1986, p. 19.
- (15) *Ibid.*, p. 16.
- (16) Richard Le Strange, *op. cit.*, p. 23.
- (17) *Ibid.*, p. 108.
- (18) *Ibid.*, p. 69.
- (19) *Ibid.*, p. 40.
- (20) *Ibid.*, p. 47.
- (21) Christopher Harper-Bill, "The Struggle for benefices in twelfth-Century East Anglia", *Anglo-Norman Studies* XI, 1988, p. 126.
- (22) *Ibid.*, p. 113.
- (23) 朝倉文市、「施与雑考—クリュニー修道院創建文書を中心に—」、ノートルダム清心女子大学 キリスト教文化研究所年報 XX (一九九八年)、一五—五頁。
- (24) 朝倉文市、前掲書、一五六頁。
- (25) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 113.
- (26) 久保正幡、『西洋法制史研究』、岩波書店、一九五二、一九七三年第二刷、一三五頁。

- (27) C. T. Clay, *The Fitzalands of Badale, Yorks Arch. Journal*, XXX(1933), p. 286.
- (28) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 114.
- (29) *Ibid.*, p. 114.
- (30) Richard Le Strange, *op. cit.*, p. 37.
- (31) *Ibid.*, pp. 111~113.
- (32) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 117.
- (33) H・ペーマー、前掲書、六四一八七頁。
- (34) 前出書、六四頁。
- (35) 前出書、六八頁。
- (36) 前出書、六六頁、注(8)参照。
- (37) 前出書、八七頁。
- (38) この部分は次の箇所からの借用である。赤沢計真、『土地所有の歴史的形態』、青木書店、一九七七年、七二―三頁。
- (39) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 125.
- (40) *Ibid.*, p. 125.
- (41) *Ibid.*, p. 126.
- (42) *Ibid.*, p. 125.
- (43) *Ibid.*, p. 126.
- (44) 山代宏道、『ノルマン征服と中世イングランド教会』、溪

- 水社、平成八年、三四二―三四六頁。
- (45) 松原秀一、『西洋の落語』、中公文庫、一九九七年、七九、一七八頁。
- (46) 新倉俊一、『ヨーロッパ中世人の世界』、ちくま学芸文庫、一九九八年、三〇九頁。